

平成 27 年 6 月 29 日

当行が小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者として認定を受けたことについて

足利銀行（頭取 松下 正直）は、小山市が行っている「小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業」において、同市内店舗を代表し、小山支店が推進事業者として認定を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

当行では、ワーク・ライフ・バランスへの取組みの充実により、さらなる女性活躍の推進や男女共同参画社会の発展に向け、今後とも積極的に活動を続けてまいります。

記

1. 「小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業」の概要

男女共同参画社会の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭生活を両立することができ、男女共に働きやすい環境づくりを積極的に取り組んでいる事業者を小山市が認定するもの。金融機関としては当行が初めての認定事業者となります。

2. 認定の対象となる取組み

当行は、次の各項目において小山市の基準を満たし、最高ランクである 3 つ星の認定を受けました。

- ・「仕事と家庭生活の調和を図るための積極的な取組」
- ・「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」
- ・「地域における子育て、ふれあい活動等の地域貢献活動を推進するための積極的な取組」

3. 当行のワーク・ライフ・バランス実現に向けた主な取組み

（1）「再雇用制度」

結婚・出産・育児・介護等を理由に退職した職員に対し、一定の要件（退職後年数、勤続年数等）を満たす対象者を職員として採用する制度

（2）「職位復職制度」

育児・介護期間中に本人希望により職位を一旦下げ、期間経過後に従来の職位に戻ることができる制度

（3）「半日休暇」

子供の学校行事・本人や家族の通院・単身赴任者の帰省など、個人の事情に合わせたより柔軟な休暇取得を可能とするため、年次有給休暇を半日単位で取得することができる制度

（4）「育児支援制度」「介護支援制度」

育児や介護に取り組む職員が、仕事と家庭を両立させ仕事を続けていくことができるよう、休職制度や短時間勤務制度等を整備

以 上